M&I 生活設計と資産運用

Money&Investment

夕方過ぎの「たいきちマネー相談所」。年金の相談に訪れた利子が夕食の支度をしに帰った後、残った鯛吉と新衣紗が年金について話しています。

はじめの一家 修業中

年金、保険料未納 15年で無支給

特例で猶予 利用には条件

たいきち　そういえば、新衣紗ちゃんは国民年金の保険料をどうしてるの？

にいさ　自分で払っているわよ。だけどバイト代が安いから、毎月の支払いが結構大変なの。

たいきち　そんなこと言われても、バイト代は上げないよ。それはともかく、今の保険料は月1万5250円だったっけ。確かに学生が気軽に支払える金額ではないかもしれないね。

にいさ　学生だけじゃないわ。この間、フリーターをしている高校時代の友達に会ったんだけど「もう何カ月も払えていない」と言ってたわ。

たいきち　厚生労働省の調べによると、自営業者や学生など第1号被保険者と呼ばれる加入者で、免除や猶予制度の利用者を除く国民年金の納付率は2012年度で59%だ

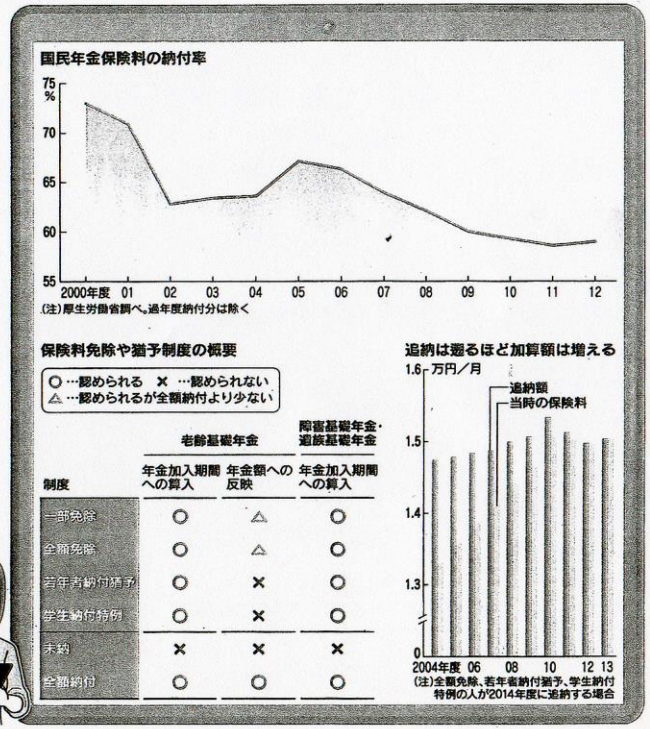

。国民年金の保険料納付率は低下しているのね。
。保険料を払えない人向けに免除や猶予の制度がある。
。保険料を追納すれば年金受取額を増やせるけど……。

そうだよ。前の年度よりは少し持ち直したけれど、00年度以降で2番目に低い水準だった。非正規雇用者の増加や収入減、年金制度への不信などが納付率低下の原因とされているよ。

にいさ　もし保険料を納めなかったらどうなるの？

たいきち　保険料を納めていないことを「未納」というんだ。現行の制度だと国民年金に25年以上加入しないと将来、老齢基礎年金を受け取れない。保険料を払う期間は原則として40年間なので、未納期間が15年超あって、60歳以降も保険料を納められる任意加入をしないと、無年金になる。ちなみに12年度末時点で2年以上保険料を納めていない未納者は296万人。免除・猶予制度の利用者を除いた第1号被保険者の2割強を占めるよ。

にいさ　意外に多いのね。

たいきち　けがや病気で障害者になったときの障害基礎年金、一家の稼ぎ手が亡くなったときの遺族基礎年金も受け取れない可能性がある。新衣紗ちゃんはまだ結婚してないし、子どももいないから重大さは分からないと思うけど。

にいさ　あら、鯛吉さんだって独身じゃない。人のことを言えるのかしら。ところで国民年金の保険料を払えない人が、何とか未納にならない方法はないの？

たいきち　実はあるんだ。例えば新衣紗ちゃんみたいに大学生なら「学生納付特例」を利用するという手がある。簡単に言うと、保険料の支払いを先送りできる仕組みだよ。フリーターの友達は、30歳未満が対象の「若年者納付猶予」を利用できるかな。

にいさ　さっそく教えてあげなくちゃ。

たいきち　所得の低い人向けの免除もあるよ。免除される額、4分の3、半額、4分の1の4段階ある。住所のある市区町村の国民年金担当窓口などに申請書と必要な書類を提出すると手続きできるんだ。社会保険労務士の東海林正昭さんは「保険料を払えなくなったらすぐに申請の手続きをすべきだ」と話しているよ。

にいさ　免除や猶予の制度を利用するとどんないいことがあるの？

たいきち　未納期間があるとその分年金の受給額は減り、長期間未納だと無年金になるなど、免除や猶予の手続きをとれば、保険料を納めなくても国民年金に加入していたとみなされる。障害基礎年金や遺族基礎年金も受給に必要な加入期間として認められる。

にいさ　いいこと聞いたわ。バイト代だけでは苦しいから、私もさっそく手続きに行こうかな。

たいきち　ちょっと待って。学生納付特例や若年者納付猶予を利用していた期間は確かに保険料を支払わなくても国民年金に加入していたとみなされるけど、老齢基礎年金の受給額には反映されない。全額免除や一部免除も税金で負担している分など部分的にしか反映されない。極端な話、40年間ずっと全額免除を受けたとすると、将来受け取れる老齢基礎年金は満額支払った場合（14年度は年間77万2800円）の半分だ。

にいさ　いいことばかりじゃないのね。

たいきち　受け取る年金を減らしたくない場合は、追納という仕組みを利用するのが得策だよ。過去10年まで遡って保険料を支払えるんだ。ただし注意点はあるよ。3年以上前に遡って保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定額を上乗せされて、割高になるよ。

にいさ　追納も「きついの」。

たいきち　……。そもそも、猶予や免除を受けるには年間所得で一定の基準をみたす必要がある。例えば全額免除の場合、本人と配偶者、世帯主の前年の所得がそれぞれ、（扶養親族などの数＋1）×35万円＋22万円の式で計算した範囲内でないと受けられないんだ。若年者納付猶予も式は同じだよ。一部免除や学生納付特例にもそれぞれ、所得制限があることを知っておこう。

にいさ　そうなんだ。株で「ひかん」ともうけるのも難しいし、私はコツコツと支払い続けることにするわ。

初野新衣紗（はじめの・にいさ、20）大学で金融を勉強中
初野鷗志郎（はじめの・とうしろう、50）・利子（りこ、47）新衣紗の両親
有賀鯛吉（ありがが・たいきち、28）勝に住むファイナンシャルプランナー・税理士

2年分前納なら1ヵ月割引

ファイナンシャルプランナー　山崎 俊輔さん

国民年金の保険料というと追納にばかり目がいきがちですが、前納すると割り引きが受けられます。第1号被保険者は4月から、2年分まとめて前納できる制度が始まりました。1度に納める保険料は今年度で35万5000円あまりと高額ですが、毎月払う場合に比べ1万4800円安くなります。家計に余裕のある人は利用するのも手です。

1万4800円は1カ月の保険料（1万5250円）にほぼ相当する額です。1年前納（口座振替の場合は3840円引き）や6カ月前納（同1040円）より割り引きが大きくなります。2年前納の申し込みは毎年2月末が期限なので来年度以降検討してもよいでしょう。前納した分はその後、保険料が上昇しても追加で払う必要はありません。保険料は来年度以降も上昇すると予想されるため、前納は有利です。